

## 秋田県ペタンク連盟 旅費規程

第1条 この規程は、秋田県ペタンク連盟（以下「本連盟」という。）の役職員等が、本連盟の用務のために旅行した場合に支給する旅費に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本連盟の役職員等が、本連盟の用務のために会長の命令又は承認を受けて旅行した場合は、旅費を支給する。

第3条 前条の規定により支給する旅費は、交通費（航空機、鉄道、船、バス等の料金）、宿泊費及び日当とする。  
2 外国旅行の場合にあつては、別に定める。

第4条 交通費は、出発地から目的地までに通常用いられる最も経済的かつ効率的な経路及び交通手段を用いた場合の実費相当額を支給する。ただし、用務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、通常用いられる最も経済的かつ効率的な経路及び交通手段を用いることができなかつたときは、次善の経路及び交通手段を用いた場合の実費相当額を支給する。  
2 旅行者は、航空機、鉄道等を利用する場合にあつては、割安の料金があるときは、可能な限りこれを利用しなければならない。

第5条 宿泊費は、国内旅行にあつては、1泊当たり8,000円を限度として、実費相当額を支給する。  
2 外国旅行の場合の宿泊費については、宿泊地の物価水準等を勘案して会長が支給額を決定する。

第6条 日当は、県外旅行に限り、一日当たり2,000円を支給する。  
2 会長は、本法人の役職員等以外の者に支給する日当については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額を超える額を決定することができる。

附 則 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。